

ID: 374

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用料の返還承認										
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農業者健康管理センター条例施行規則 第5条ただし書										
例 規 番 号	平成17年規則第172号										
【根拠条文】											
(使用料の返還)											
第5条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>返還の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。</td> <td>既納使用 料の全額</td> </tr> <tr> <td>(2) 条例第7条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用的取下げ又は変更の申出があって、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。</td> <td>市長が定 める額</td> </tr> </tbody> </table>				事由	返還の率	(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。	既納使用 料の全額	(2) 条例第7条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。		(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用的取下げ又は変更の申出があって、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定 める額
事由	返還の率										
(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。	既納使用 料の全額										
(2) 条例第7条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。											
(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用的取下げ又は変更の申出があって、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定 める額										
【基準】											
根拠条文に同じ。											
標準処理期間	3日										
備考											
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日								